

納付書で納める方は・・・

口座振替

※納付書で納める方は、口座振替が便利です。

口座振替にすれば、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。預金通帳と通帳の届け出印をお持ちになり、各金融機関で申込みの手続きを行ってください。

※申込日によって振替開始月が異なります。お申し込み時に必ず開始日を確認してください。

コンビニ スマートフォン

コンビニエンスストア及びスマートフォン決済にも対応しています。なお、引き続き金融機関でのお取り扱いも可能です。お取り扱い可能なコンビニエンスストア・スマートフォン決済については、納付書の裏面をご確認ください。

40歳以上 65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

40歳以上 65歳未満の方の保険料額は、加入している医療保険の算定方法によって決められます。

◇国民健康保険に 加入している方



決め方

保険料は、国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療保険分・介護保険分を、国民健康保険税として世帯主が納めます。

◇職場の医療保険に 加入している方



医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)及び賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与及び賞与から差し引かれます。

保険料を滞納すると・・・?

介護(介護予防)サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護サービスを利用するとき、償還払いとなります。

費用の金額(10割)がいったんは本人負担となり、後日申請により保険給付分が支給されます。

1年6か月以上滞納すると

費用を全額(10割)支払っていたが、滞納している介護保険料が納付されるまで申請しても保険給付が支払われないこととなります。

なお、引き続き滞納が続く場合には、差し止められている保険給付から滞納している介護保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると

介護サービスを利用するとき、本人負担が1割または2割から、3割^{*}になります。また、高額介護サービス等の支給も受けられなくなります。

^{*}平成30年8月から、本人負担の割合が3割の方が滞納した場合、4割に引き上げられます。